

奈良県告示第二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北花内土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十四年四月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	林 正次	葛城市北花内三一〇
〃	中川 佳三	二七一
〃	中井 勝彦	二四一―五
〃	永田 誠克	三九三
〃	西川 照男	三八八
〃	吉川 裕彦	五四八
〃	芦高 房雄	四〇一
〃	長水 仁和	六九六
〃	吉村 宏一	四〇六
〃	中井 謙之	四七二
監事	村田 卓爾	六八〇―一
〃	堀内 元勝	五〇五―八

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	林 正次	葛城市北花内三一〇
〃	中川 佳三	二七一
〃	中井 勝彦	二四一―五
〃	永田 誠克	三九三
〃	西川 照男	三八八
〃	吉川 裕彦	五四八
〃	芦高 房雄	四〇一
〃	長水 仁和	六九六
〃	吉村 宏一	四〇六
〃	中井 謙之	四七二

// 監事

堀内 村田

元勝 卓爾

// //

六四五一 六八〇一